

第13回勢田川等水面利用対策協議会 議事概要

平成31年2月21日（木）14:30～15:45

三重県伊勢庁舎 404会議室

1. 開会

○「第13回勢田川等水面利用対策協議会」を開会した。

2. 配付資料の確認・委員の紹介

○配付資料の確認と委員の紹介を行った。

3. 挨拶

○三重県伊勢建設事務所長より委員代表挨拶を行った。

4. 議事

○（1）第12回勢田川等水面利用対策協議会の議事概要の確認について

事務局から配付資料により説明を行った。

（委員からの意見）

・異議なし。

○（2）前回までの協議事項について

事務局から配付資料により説明を行った。

○（3）報告事項について

事務局から配付資料により説明を行った。

○（4）協議・検討事項について

事務局から配付資料により説明を行った。

（委員からの意見）

- ① 「一色町地先船溜まり船舶係留施設」は35隻中14～15隻しか手続きに来ない。また、周辺からどンドン場所取りに入ってくる船舶がある。わざわざ神社から一色へ管理に来ると苦情を言う方や、船を購入したときに業者から紹介された方もいる。このままでは管理に不安がある。暫定の場所に一旦整理するなど検討して欲しい。
- ② 「一色町物揚場施設」に漁業組合員が泊めているので、浚渫して欲しいが塩害対策もお願いする。今一色のように漁港区の指定があれば良いのだが、利用しやすい船着き場を要望する。また、浚渫の必要なところは生活のための道でもある。御幣鯛のときは浚渫してもらったので、航路以外でも検討して欲しい。
- ③ 大湊の町民会館での話し合いでは浚渫の重要性を議論している。要望書を出すことはやめたが、何とかならないか。
- ④ 暫定係留の提案はかえって既存の係留場所への移動の意志を妨げるのではないか。

(事務局からの回答)

- ① 「一色町地先船溜まり船舶係留施設」の船舶所有者には新たな文書を送って戸別訪問も予定する。状況によっては許可の時期を調整したい。
- ② 「一色町物揚場」の指定の件は調査して回答する。
- ③ 浚渫については航路・泊地が原則だが、必要な箇所はその都度検討している。
- ④ 暫定係留は望ましい区域ではない。占用箇所に移動していくことを条件と考えている。

- (5) その他 今後の予定について
事務局から配付資料により説明を行った。

5. 閉会

- 「第13回勢田川等水面利用対策協議会」を閉会した。

(事務局作成)

第13回 勢田川等水面利用対策協議会

日時：平成31年2月21日（木）
14:30～15:50
場所：三重県伊勢庁舎4階会議室
(伊勢市勢田町628番地2)



協議会の様子

勢田川等水面利用対策協議会委員

宇治山田港湾整備促進協議会
NPO法人社社みなとまち再生グループ
伊勢湾漁業協同組合
伊勢湾漁業協同組合 今一色支所
伊勢市大湊町振興会
伊勢市神社港自治会
伊勢市下野町自治区
伊勢市通町自治会
伊勢市一色町自治会
伊勢市田尻町会
伊勢市二見町今一色区自治会
三重県 県土整備部 港湾・海岸課
三重県 伊勢建設事務所
伊勢市 都市整備部
伊勢警察署 生活安全課
鳥羽海上保安部
国土交通省中部運輸局 鳥羽海事事務所
国土交通省中部地方整備局 河川部
国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

▼ 議 事 の 内 容

① 前回までの協議事項・報告事項

② 報告事項

▼ 係留施設の確保増 船舶係留施設の占用許可

勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設

第12回協議会において管理者を決定した勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設について、平成30年11月1日に占用許可し、11月1日より管理を開始しました。

- ①施設名 勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設
- ②管理者 特定非営利活動法人 社社みなとまち再生グループ
- ③所在地 三重県伊勢市神社港地先
- ④占用面積 約3,507.8㎡ (追加：約265㎡)
- ⑤収容能力 約100隻
- ⑥占用期間 平成30年11月1日から平成34年3月31日まで



一色町地先船溜まり船舶係留施設

平成30年4月に管理者の募集をした結果、10月に決定した一色町地先船溜まり船舶係留施設について、平成31年3月1日に占用許可し、3月1日より管理を開始予定です。

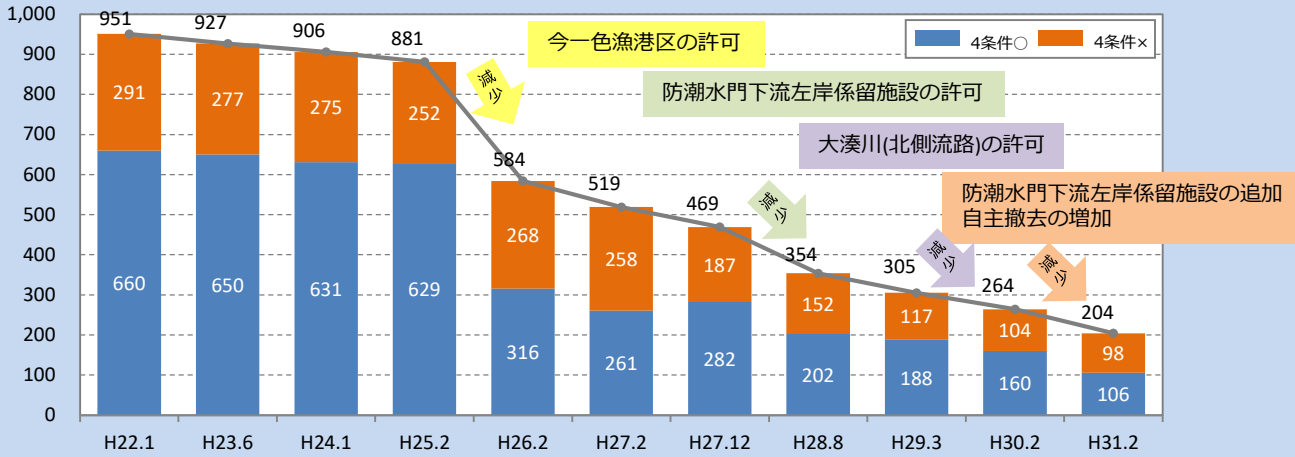
- ①施設名 一色町地先船溜まり船舶係留施設
- ②管理者 特定非営利活動法人 社社みなとまち再生グループ
- ③所在地 三重県伊勢市一色町地先
- ④占用面積 約1,277.5㎡
- ⑤収容能力 約40隻
- ⑥占用期間 平成31年3月1日から平成34年3月31日まで(予定)



② 報告事項

▼係留対象船の減 是正指導

平成30年5月と12月に所有者アンケートを実施。今後の予定をお聞きしました。また河川法、港湾法の許可が必要なことや4条件などを説明し、是正指導としても効果を狙っています。



撤去対象船2隻



撤去状況



運搬



対象船は洪水時に流出し、河川の施設（水門、ゲート等）の操作に支障を及ぼす恐れがあることから、今回優先的に撤去を実施しました。

平成31年1月18日の簡易代執行によって、重点的撤去区域を含めた上流側の所有者不明船は全てなくなりました。今後は所有者が判明している条件違反船についても、順次撤去措置を行っていく予定です。

▼係留対象船の減 船舶の自主撤去

占用許可施設からの自主撤去及び、転覆や傾斜した船舶の所有者に対する撤去指導を行っています。また、アンケート、台風により自主撤去が促進されました。

アンケート前



アンケート後



台風直後



撤去後



③ 協議・検討事項

▼係留場所の確保増 占用主体の決定に向けて

下記の占用主体決定に向けて手続き等を進めることを協議しました。

大湊川(五十鈴川合流点側)

一色町物揚場施設

船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定。

【課題】
水深が浅く浚渫、塩害調査が必要

船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定。

【今回協議】
地域の特殊性により現存者のみ係留対象としたい

一色大橋上下流右岸

【今回協議】
一色町物揚場施設の使用目途がたたないため当該箇所を暫定的に係留出来ることとしたい

凡例 → ■ 新たに占用主体を決定する箇所 ■ 暫定係留を予定する箇所

▼係留対象船の減 不法係留船及び所有者不明船の撤去

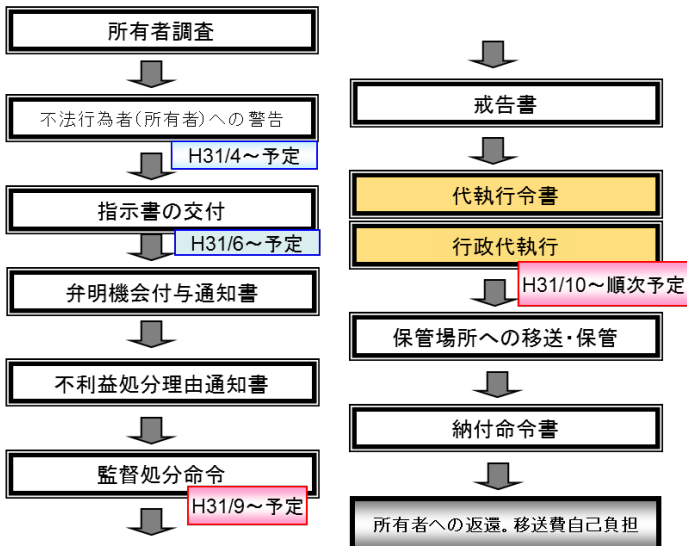
不法係留船、所有者不明船及び廃棄物積橋の撤去について、平成31年度中に計画的に実施することを協議しました。

▼行政代執行

1) 法的根拠

行政代執行法第3条第2項の規定に基づき、河川管理者、港湾管理者が代執行令書を交付のうえ代執行を行い、自ら不法工作物等を強制的に撤去すること。

2) 基本的な流れ

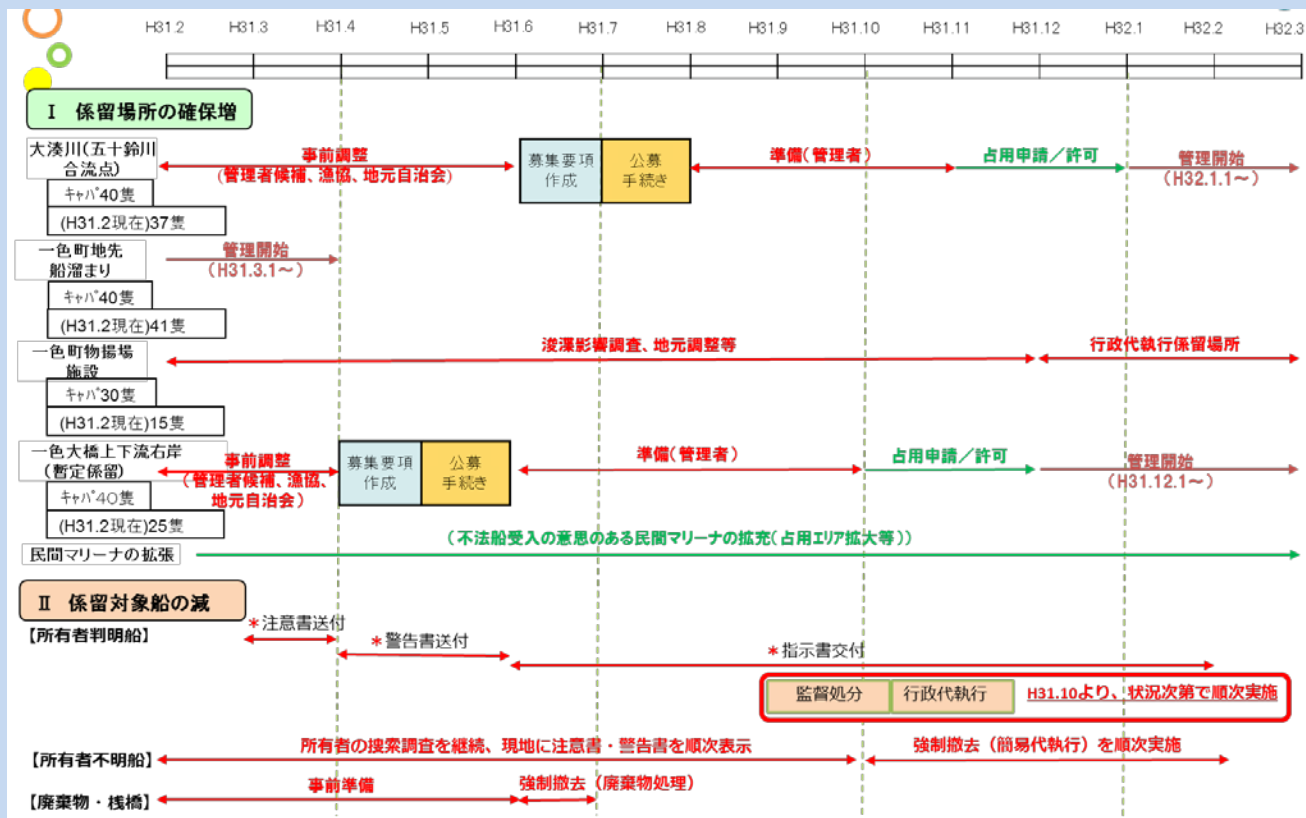


3) イメージ



▼今後の予定について

今後は下記スケジュールを基本とし諸対策を進めていくことを協議しました。



～委員からのご意見～

- ・ 浚渫や塩害調査を行って欲しい。
- ・ 利用しやすい船着き場を要望する。
- ・ 不法係留箇所から占用予定箇所へ場所取りに来る船舶があるため、管理が不安。
- ・ 暫定係留場所の提案は占用係留場所への移動の意思を妨げるのではないか。

▼ 今回の協議会において確認及び決定した主な事項

- ・ 占用主体の決定に向けて平成31年度は3箇所での手続きを進め、うち1箇所は暫定係留とした。
- ・ 不法係留船、所有者不明船及び廃棄物棧橋の撤去を引き続き計画的に実施していくこととした。
- ・ 平成31年度中に不法係留船ゼロを目指し、新たな行動スケジュールにより対策を講じていくこととした。
- ・ 次回の協議会は平成31年の進捗状況を勘案し、事務局から各委員へ事前提案し開催することとした。